

地方公営企業会計基準に係る会計方針等の状況について（平成26年度決算）

はじめに

- 総務省自治財政局公営企業課では平成26年度予算・決算より全面適用される新会計基準について、複数の会計処理方法があり各地方公営企業で判断が分かれる項目等について、各地方公営企業がいずれの処理方法等を採用したか（会計方針）等の照会を実施。平成27年度予算の作業等の参考として活用いただきたい。

会計方針について

- 各調査項目について、多く採用された会計処理方法が正しい方法ということではなく、少数派の会計処理方法であっても、地方公営企業法施行令、地方公営企業法施行規則、地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針等で認められた方法であれば、誤りではない。
- 会計方針は、原則として変更できないものであるが、正当な理由があれば変更は可能であることから、今回の照会結果等を踏まえ、会計方針の適正性について再度確認いただきたい。なお、会計方針を変更した場合は、会計処理の基準又は手続を変更した旨、当該変更の理由及び当該変更が会計に関する書類に与えている影響の内容を注記する必要がある点留意すること。

回答事業数（決算統計調査事業との関係等）

- 平成26年度の決算統計調査事業（3,063事業）から、想定企業会計（※）のため本調査対象外となった51事業を除いた、3,012事業からの回答を取りまとめた。
- 次頁以降の各調査項目においては、調査対象事業の中で有効回答と考えられる事業数を母数として、回答割合等を算出している。

※想定企業会計：従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、現在これを廃止し、一般会計等において精算及び地方債の償還を行っている等の場合には、これに係る一切の収支は一般会計から分別して、当該事業に係る公営企業会計が設けられたものと想定される会計。

	水道	工業用水道	交通	電気・ガス	病院	下水道	宅地造成	その他	合計
決算統計調査事業	1,371 (45%)	150 (5%)	53 (2%)	56 (2%)	638(21%)	586 (19%)	46 (2%)	163(5%)	3,063 (100%)
想定企業会計	▲1	—	—	▲2	▲43	—	—	▲5	▲51
回答事業数	1,370 (45%)	150 (5%)	53 (2%)	54 (2%)	595(20%)	586 (19%)	46 (2%)	158 (5%)	3,012 (100%)

新会計基準の適用による資本不足の発生・拡大と対応策

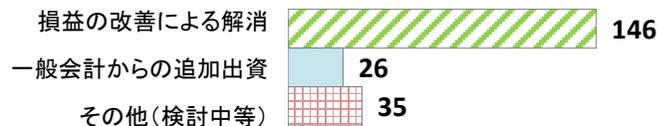
◆ 資本不足の発生・拡大

- 会計方針等調査（本調査）において、「新会計基準の適用」の影響によって、平成26年度の資本合計の金額がマイナス（資本不足）となったとの回答は、全事業の6%程の184事業となっている。また、資本合計のマイナス（資本不足）が拡大したとの回答は、全事業の0.4%程の11事業となっている（それぞれについての主な要因については、「11. 財務諸表への影響」参照）。
- 貸借対照表において、負債の額が資産の額を上回る状態（「資本不足」）となる場合、一般的に累積欠損金（過去からの欠損金の累積）が多額となっていることが多いと考えられる。累積欠損金は、地方公営企業で負担すべきコストを料金等で回収できなかったことを意味すると考えられることから、事業の特性等にもよるが、相対的には厳しい経営状況にあると考えられる。

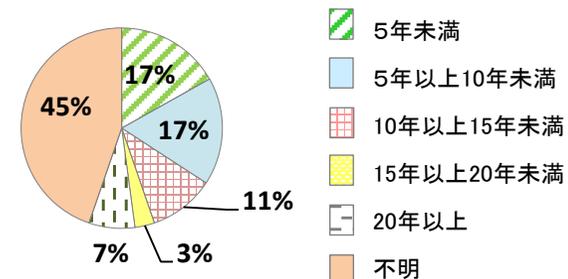
◆ 資本不足の解消に向けた取組

- このような地方公営企業においては、「資本不足」の原因となっている累積欠損金が改善に向かうよう、より一層の収益性の向上を図るとともに、経常費用の合理化等により効率性を発揮し、経営の健全化を推進していくことが求められる。
- 実際に、新会計基準の適用により明らかになった資本不足の状態を解消するための手段・対策としては、資本不足が発生・拡大した事業のうち大部分が「損益の改善による解消」を挙げており、相応数の事業が、資本不足の解消に向けた経営の健全化の必要性を感じていることが読み取れる（「11. 財務諸表への影響」にて再掲）。
- 新会計基準の適用により明らかになった資本不足の状態を解消する見込の期間としては、5年未満と回答している事業が17%程みられるが、約半数が「20年以上」又は「不明」と回答している（「11. 財務諸表への影響」にて再掲）。資本不足の解消に向け、経営戦略等の策定を通じて、経営の健全性を推進していくことが重要であると考えられる。

資本不足を解消するための手段・対策として
検討していること(複数回答可)(単位:事業数)



資本不足の状態を解消する見込期間



1. 企業債償還に係る一般会計等負担、2. 補助金等により取得した固定資産の償却制度

◆ 1-1 企業債償還に係る一般会計等負担額の調整方法

- 「繰出基準に基づき一般会計等と調整」が全体の約半数と最も多く、次いで「一般会計等負担に係る企業債がなく、一般会計等と調整不要」が17%程であった。

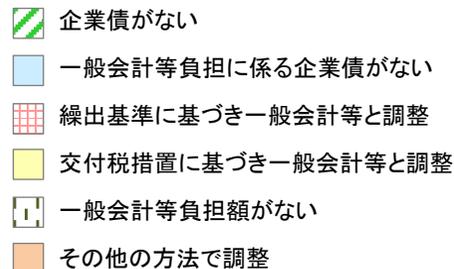
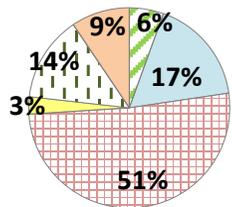
◆ 2-1 みなし償却制度の適用状況

- 「償却資産の全部又は大部分についてみなし償却制度を適用していた」が全体の半数弱と最も多く、次いで「償却資産の一部についてみなし償却制度を適用していた」が3割程であった。事業別では、下水道事業、電気・ガス事業で、全部又は大部分についてみなし償却制度を適用していた割合が高い。

◆ 2-2 償却資産と補助金等との対応関係の把握

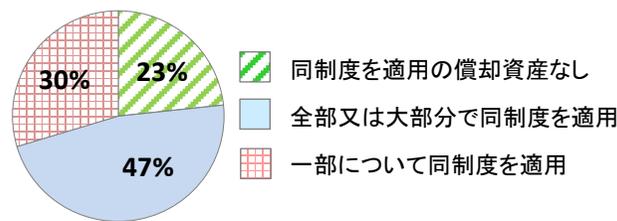
- 「償却資産との対応関係が把握できなかった補助金等はない」が4割弱であり、償却資産との対応関係が把握できなかった場合は、「償却資産の取得と補助金等の受入年度毎に対応させて按分」した事業が多かった。事業別では、水道事業のように、償却資産について対応関係が把握できない割合が高い事業がある一方、病院事業のように、償却資産について対応関係が把握できた割合が高い事業もあり、資産の数や経過年数が影響したものと推察される。

1-1 企業債償還に係る一般会計等負担額の調整方法

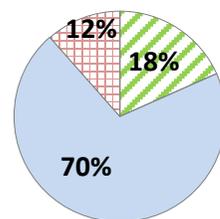


2-1 みなし償却制度の適用状況

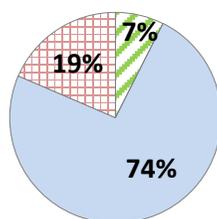
(全事業)



(下水道事業)

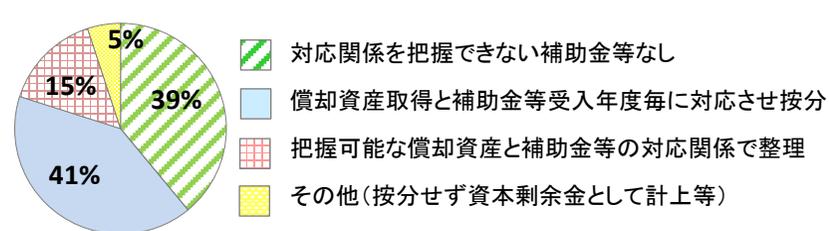


(電気・ガス事業)

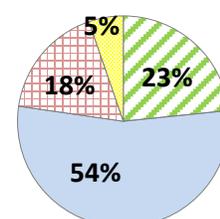


2-2 償却資産と補助金等との対応関係の把握

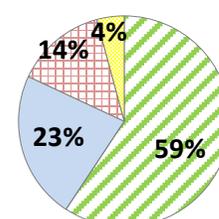
(全事業)



(水道事業)



(病院事業)



3. 退職給付引当金①

◆ 3-1 退職給付引当金の計上の有無（正職員）

- 正職員に関する分について、「退職給付引当金を計上している」が回答のうち47%程であった。
- 事業別では、交通事業、電気・ガス事業が「退職給付引当金を計上している」割合が8割程を占めている。

◆ 3-2 一般会計との負担割合の調整（正職員）

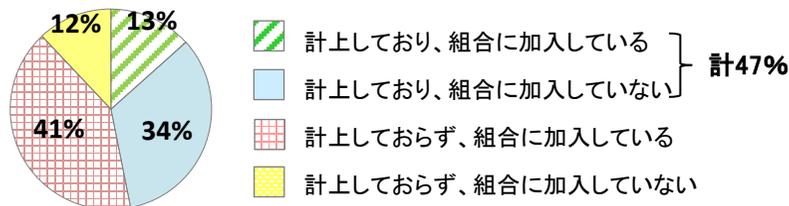
- 退職給付引当金を計上している事業について、一般会計との負担の調整方法としては、「在籍期間により按分」、「退職時に所属すると想定される会計が全額負担」が多数を占めている。

◆ 3-3 退職給付引当金の計上不足額の計上方法（正職員）

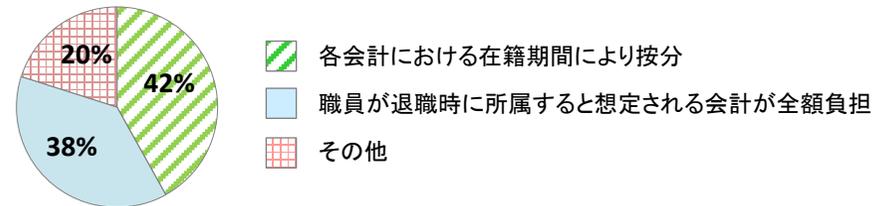
- 最初適用事業年度の前事業年度の末日における退職給付引当金の計上不足額の計上方法としては、新会計基準の「最初適用事業年度に一括計上」すると回答した事業が、不足額がある事業のうち7割程を、「一定の年数で分割計上」すると回答した事業が3割程を占める。

※ 最初適用事業年度の初日における退職給付引当金の計上不足額については、最初適用事業年度に一括して計上することを原則としながらも、職員の平均残余勤務期間内（ただし最長15年）で分割計上することが認められている。

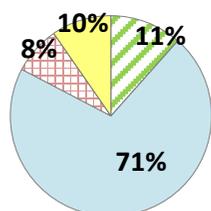
3-1 退職給付引当金の計上の有無(正職員)(全事業)



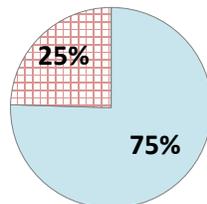
3-2 一般会計との負担割合の調整(正職員)



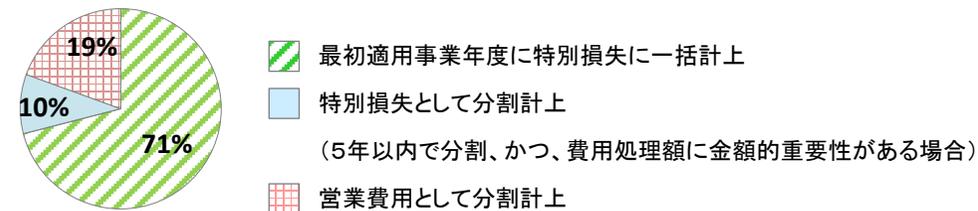
(交通事業)



(電気・ガス事業)



3-3 退職給付引当金の計上不足額の計上方法(正職員)



3. 退職給付引当金②

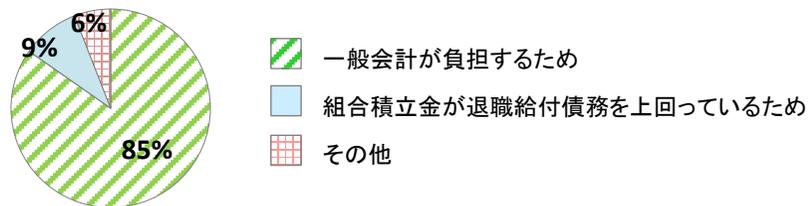
◆ 3-4、3-5 退職給付引当金を計上していない理由（正職員）

- 退職手当組合に加入している場合で正職員に係る退職給付引当金を計上していない理由としては、「追加負担については一般会計が負担する」が回答の8割強を占め、次いで「退職手当組合積立金が退職給付債務を上回っている」が1割程であった。
- 退職手当組合に加入していない場合で退職給付引当金を計上していない理由としては、「退職手当に関する負担は一般会計が全額負担する」が回答の7割強を占める。中には、理由が不明瞭であるものもあったため、退職手当に関する負担の有無について、改めて確認いただきたい。

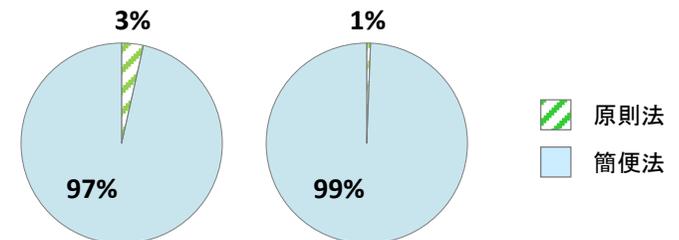
◆ 3-6 退職給付引当金の算出方法（正職員）

- 退職給付引当金の算定方法としては、退職手当組合に加入・非加入いずれにおいても、95%以上の割合で簡便法を採用している。

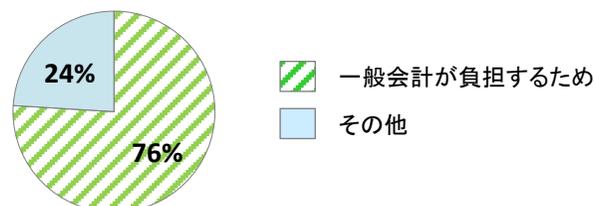
3-4 退職給付引当金を計上していない理由（組合に加入している場合） （正職員）



3-6 退職給付引当金の算定方法（正職員） （左：退職手当組合加入 右：非加入）



3-5 退職給付引当金を計上していない理由（組合に加入していない場合） （正職員）



4. 貸倒引当金、修繕引当金、その他の引当金

◆ 4-1 貸倒引当金の計上方法の決定及び債権管理方法

- 「債権を区分せず、貸倒実績率を乗じた」が4割程と最も多い。工業用水道等の受益者が限定されている事業や、交通事業のような事前に料金を徴するタイプの事業については、非計上の事業が多い。

◆ 4-2 旧会計基準による修繕引当金の取り崩し方法

- 「旧会計基準における修繕引当金はない」が64%程。一方、当該修繕引当金がある事業で、「最初適用事業年度に全額取り崩す」との回答は7%程で、「修繕の都度取り崩す」との回答が23%程を占める。

◆ 4-3 特別修繕引当金の計上の有無及び計上方法

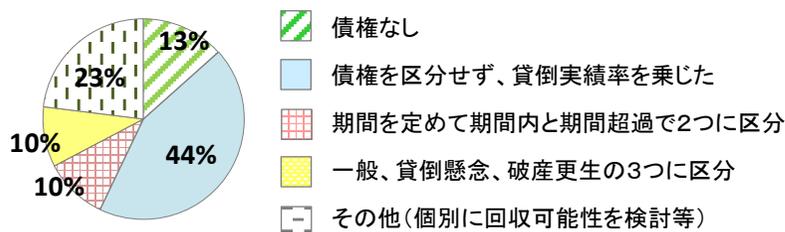
- 「特別修繕引当金の計上なし」が96%程で、大部分がその対象がないためとの回答である。
- ガス事業では、球形ガスホルダーの開放検査費用を引当対象としている事例がみられた。また、電気事業では、発電機のオーバーホール点検費用を特別修繕引当金計上している事例が多い。法令等により施設の点検等が必要となる事業において、特別修繕引当金を計上している場合があると考えられる。

◆ 4-4 その他の引当金

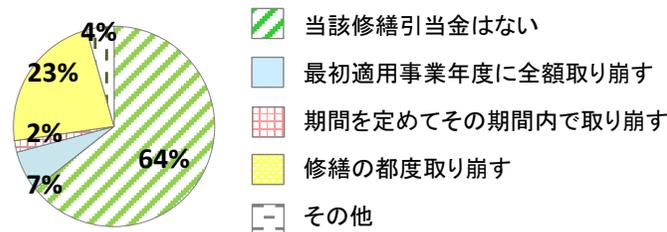
- その他の引当金としては、PCB処理費用に係る引当金など環境対策に係る引当金を計上している事例がみられる。また、交通事業ではポイント引当金を計上している事例がみられる。
- 一方で、引当金の要件について、改めての確認が必要であると考えられる回答もあった。

※ 引当金の要件：①将来の特定の費用又は損失、②発生が当該事業年度以前の事象に起因
③発生の可能性が高いこと、④金額を合理的に見積もることができること

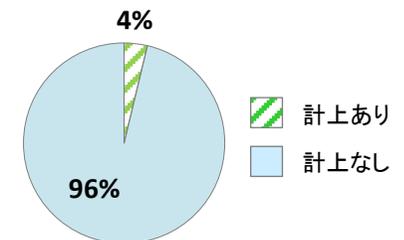
4-1 貸倒引当金の計上方法の決定及び債権管理方法



4-2 旧会計基準による修繕引当金の取り崩し方法



4-3 特別修繕引当金の計上有無



5. 減損会計①

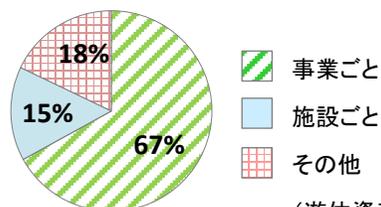
◆ 5-1 減損会計に係る資産のグルーピングの決定

- 資産のグルーピングは「事業ごと」が67%程、「施設ごと」が15%程であった。「その他」の回答の中には「そもそもグルーピングを検討していない」や、「減損会計適用なし」や、「減損損失なし」との回答があったが、グルーピングは減損損失の有無を判断するための最初のステップであり、検討していないということはあり得ず、減損損失なしとの判断もグルーピングを行い減損の兆候が無いことを確かめて初めてできるものである。その他と回答した事業のうち、グルーピングを検討していない等の回答をした事業は減損会計の考え方について、改めての確認が必要と考えられる。
- 一方、「その他」の回答の中には、「報告セグメントごとに分類」や「遊休資産・賃貸用不動産は別途グルーピング」などの事業の経営実態にあわせたより細やかな資産のグルーピングを行っている」と推察される回答がみられた。

◆ 5-2 減損の兆候

- 病院事業において、「業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること」を理由にして、減損の兆候を認識している事業体の割合が高い。
- 水道事業、交通事業、電気・ガス事業、下水道事業は、「固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは生ずる見込みであること」（主に、遊休資産）を理由にして、減損の兆候を認識している事業体が多い。「固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと」（定期借地用土地の市場価格の下落等）を理由として、減損の兆候を認識している事業体の割合は、宅地造成事業が最も高い。

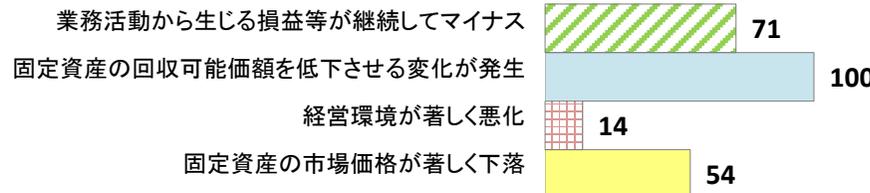
5-1 減損会計に係る資産のグルーピングの決定



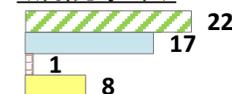
■ 事業ごと
■ 施設ごと
■ その他

(遊休資産等は別途グルーピング等)

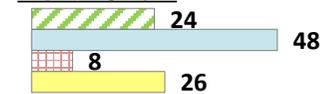
5-2 減損の兆候(複数回答可)(全事業)
(単位:事業数)



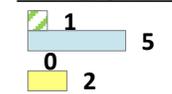
(病院事業)



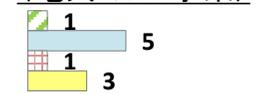
(水道事業)



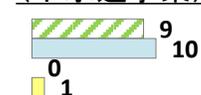
(交通事業)



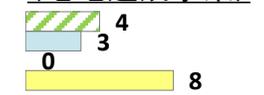
(電気・ガス事業)



(下水道事業)



(宅地造成事業)



5. 減損会計②、6. たな卸資産

◆ 5-3 減損の測定

- 回収可能価額の算定に用いた正味売却価額と使用価値の割合は、約半々である。正味売却価額は、固定資産税評価額、路線価、不動産鑑定評価に基づき算定している事業がみられる。一方、使用価値については、中期経営計画に基づき、将来キャッシュ・フローを算定している事業がある中、減損会計の対象資産が遊休資産の事業が大半を占めることから、使用価値は0と看做している事業もみられる。

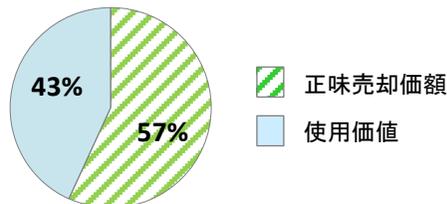
◆ 5-4 共用資産の減損

- 共用資産に減損の兆候があると回答した事業はほとんど無かった。なお、共用資産に減損の兆候ありと回答した事業も、「共用資産」を「遊休資産」と認識間違えをしていると推察される回答であった。共用資産の定義を適切に理解し、減損の兆候を適切に把握することが望まれる。

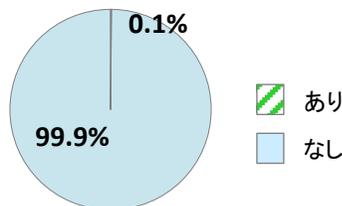
◆ 6-1 たな卸資産の低価法・評価替方法

- たな卸資産の低価法に関しては、たな卸資産を期末に有する事業のうち、「重要性が乏しいので、低価法を適用していない」が9割弱と最も多い。低価法を適用する場合は、切放法を採用するところが多かった。
- 事業別では、大半の事業で「重要性が乏しいので、低価法を適用していない」、たな卸資産を決算期末時点で有していないこと等により無回答となっているものが、過半を占める一方で、宅地造成事業については、低価法を適用し、切放法を採用している事業が約7割を占めている。

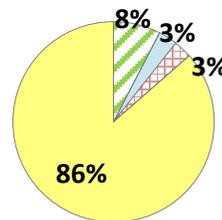
5-3 減損の測定



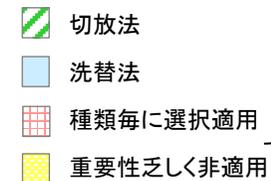
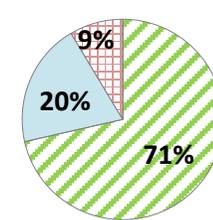
5-4 共用資産の減損



6-1 たな卸資産の低価法
(全事業)



(宅地造成事業)



低価法を適用

7. リース会計、8. セグメント情報の開示

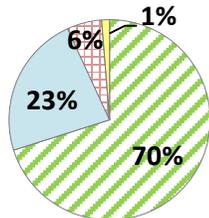
◆ 7-1 ファイナンス・リース取引の会計処理、注記、経過措置

- 一定の条件に該当する企業においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引を通常の賃貸借処理する特例が認められるが、特例が認められないと考えられる場合でも通常の賃貸借処理を採用していると回答した事例があった。特例が認められる場合に該当するか改めての確認が必要と考えられる。
- ファイナンス・リース取引について、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められ、通常の賃貸借処理に係る方法に準じて処理を行う場合や、解約不能なオペレーティング・リース取引については、注記を要さない重要性が乏しい場合を除き、未経過リース料を注記する必要がある。それぞれ注記していないと回答した事業は、適切な注記方法について改めての確認が必要と考えられる。
- 新会計基準の最初適用事業年度の末日以前にリース契約に基づくリース期間が開始された契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理のうち、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行った場合、その旨を注記する必要があるが、注記していないと回答した事業がみられた。適切な注記方法について改めての確認が必要と考えられる。

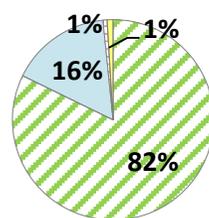
◆ 8-1 セグメント区分の決定

- 「セグメント区分なし」が7割程と最も多く、「事業ごと」・「施設ごと」と続く結果となっている。
- 事業別では、水道事業は事業全体でサービスを提供していることが多いこともあり、「セグメント区分なし」が8割強と最も多い。病院事業は、施設ごとにサービスを提供していることもあり、「施設ごと」の区分の割合が他の事業と比較して、21%程と最も多い。下水道事業は、複数の種類の事業（例：公共下水道、農業集落排水）をもつ特性上、「事業ごと」が51%程と最も多い。
- 事業別の特性として、下水道事業では「汚水事業・雨水事業」、宅地造成事業では「造成地区」、電気事業では「発電形式別」にセグメント区分を決定している事業がみられる。

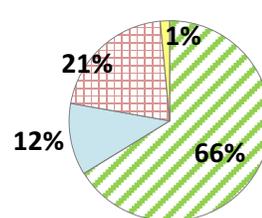
8-1 セグメント区分の方法(全事業)



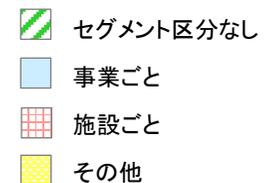
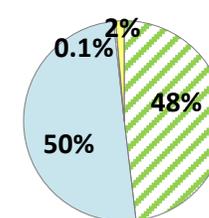
(水道事業)



(病院事業)



(下水道事業)



9. キャッシュ・フロー計算書に関する注記、10.その他の注記

◆ 9-1 キャッシュ・フロー計算書の様式

- キャッシュ・フロー計算書は、比較的作成が容易と言われる「間接法」が95%程と、「直接法」に比べて圧倒的に多い結果となっている。

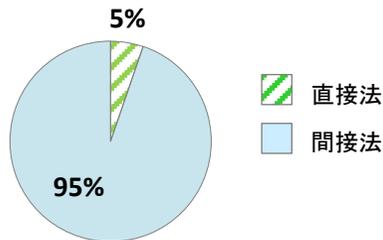
◆ 9-2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

- キャッシュ・フロー計算書に関する注記としては、「ファイナンス・リース取引による資産の取得」に関する内容を挙げる事業が多く、次いで「受贈による資産の取得」との回答が挙がっている。

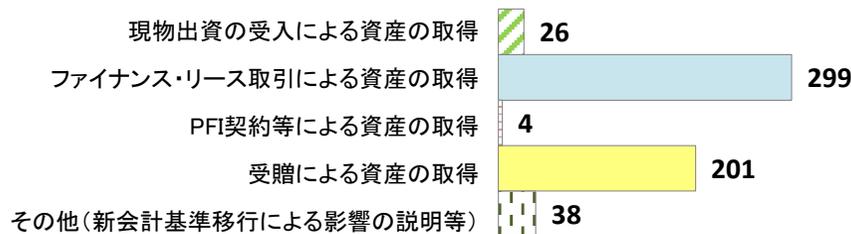
◆ 10-1 その他の注記

- 地方公営企業法施行規則第44条に関連して注記した事項としては、回答事業の大部分が、「退職給付引当金の目的使用による取り崩し」「その他の引当金の目的使用による取り崩し」を挙げている。その他、「長期借入金、年賦未払金の償還に要する資金の全部又は一部を一般会計等が負担する場合、その内容及び金額」が続き、その他に、新会計基準への移行による経過措置の内容を記載したという事業も一定数存在する。

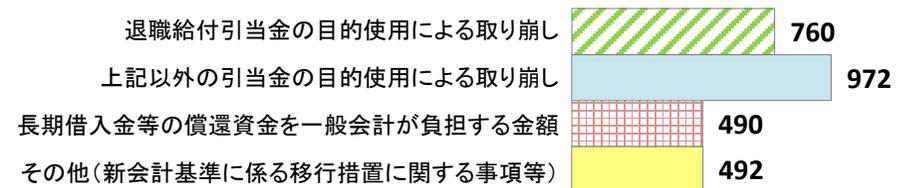
9-1 キャッシュ・フロー計算書の様式



9-2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記(複数回答可) (単位:事業数)



10-1 その他の注記(複数回答可) (単位:事業数)



11. 財務諸表への影響①

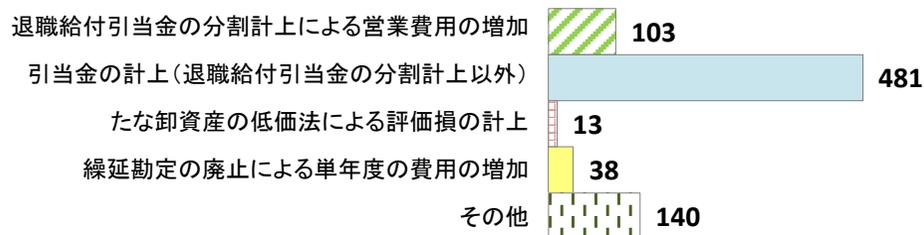
◆ 11-1 財務諸表（損益計算書）への影響（経常損益減少の要因）

- 全事業の2割程に相当する事業（回答事業数635）において、平成26年度の経常損益の金額が、新会計基準の影響により、前年度よりも減少したとの回答があった。このうち7割以上の事業が、その主な原因として、「引当金（退職給付引当金の分割計上による営業費用の増加以外）の計上」を挙げており、この傾向は各事業とも概ね同様である。
- 宅地造成事業においては、「たな卸資産の低価法による評価損の計上」とする回答が半数にのぼり、たな卸資産の低価法の義務化の影響が表れている。

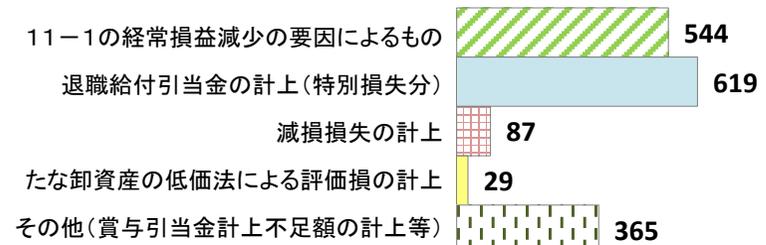
◆ 11-2 財務諸表（損益計算書）への影響（純損益減少の要因）

- 全事業の4割強に相当する事業（回答事業数1,258）において、平成26年度の純損益の金額が、新会計基準の影響により、前年度よりも減少したとの回答があった。この主な要因としては、「退職給付引当金の計上（特別損益に計上されるものに限る）」とする回答がこのうち約半数で最も多く、また4割強が、上記の経常損益の金額が減少した要因によるものと回答している。
- 経常損益に関する質問と同様に、宅地造成事業においては、「たな卸資産の低価法による評価損の計上」とする回答が過半を占めており、たな卸資産の低価法の義務化の影響が表れている。
- 「その他」を要因として回答した事業のうち、8割以上を占める事業が、賞与引当金の計上不足額の計上等を理由としている。

11-1 新会計基準の影響で、26年度の経常損益が減少した事業における、経常損益減少の主な原因
(複数回答可)(単位:事業数)



11-2 新会計基準の影響で、26年度の純損益が減少した事業における、純損益減少の主な原因
(複数回答可)(単位:事業数)



11. 財務諸表への影響②

◆ 11-3 財務諸表（損益計算書）への影響（経常損益増加の要因）

- 全事業の半数弱（回答事業数1,480）において、平成26年度の経常損益の金額が、新会計基準の影響により、前年度よりも増加したとの回答があった。このうち大部分の事業が、その主な原因として、「長期前受金戻入の計上」と回答しており、みなし償却制度を適用していなかった償却資産に係る長期前受金の収益化による影響と推察される。

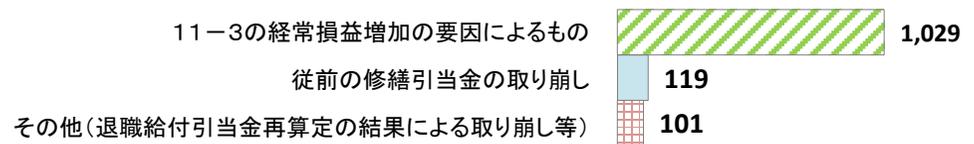
◆ 11-4 財務諸表（損益計算書）への影響（純損益増加の要因）

- 全事業の4割弱（回答事業数1,124）において、平成26年度の純損益の金額が、新会計基準の影響により、前年度よりも増加したとの回答があった。この主な要因としては、11-3の経常損益の金額が増加した要因（その大部分は「長期前受金戻入の計上」とする回答が約半数で最も多い回答となっている）。

11-3 新会計基準の影響で、26年度の経常損益が増加した事業
における、経常損益増加の主な原因
(複数回答可)(単位:事業数)



11-4 新会計基準の影響で、26年度の純損益が増加した事業
における、純損益増加の主な原因
(複数回答可)(単位:事業数)



11. 財務諸表への影響③

◆ 財務諸表（貸借対照表）への影響（資本不足の発生・拡大）

- 11-5 「新会計基準の適用」の影響によって、平成26年度の資本合計の金額がマイナス（資本不足）となったとの回答は、全事業の6%程の184事業となっている。その主な要因としては、回答事業の多くが「借入資本金の負債計上」、「みなし償却制度の廃止」を挙げており、これは各事業とも概ね同様である。
- 11-6 「新会計基準の適用」の影響によって、平成26年度の資本合計のマイナス（資本不足）が拡大したとの回答は、全事業の0.4%程の11事業となっている。その主な要因としては、上記同様、「借入資本金の負債計上」と「みなし償却制度の廃止」が多い。
- 11-7 資本不足の状態を解消するための手段・対策としては、資本不足が発生・拡大した事業のうち大部分が「損益の改善による解消」を挙げており、「一般会計からの追加出資」を挙げる事業は少数であった。
- 11-8 資本不足の状態を解消する見込の期間としては、該当事業の約半数が「不明」と回答している。

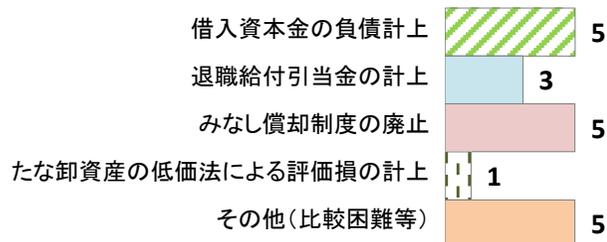
11-5 新会計基準の影響で、26年度の資本合計金額がマイナスとなった事業における資本不足額発生その主な原因(複数回答可)(単位:事業数)



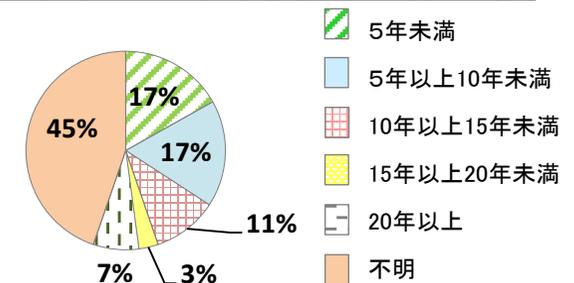
11-7 資本不足を解消するための手段・対策として検討していること(複数回答可)(単位:事業数)



11-6 新会計基準の影響で、26年度の資本合計のマイナス額が25年度から拡大した事業における資本不足額発生その主な原因(複数回答可)(単位:事業数)



11-8 資本不足の状態を解消する見込期間



12. 資本金、剰余金の処分

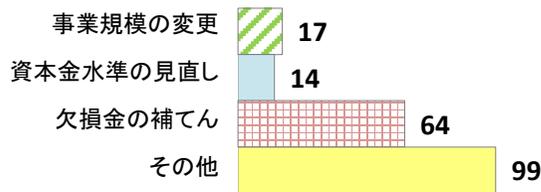
◆ 12-1 資本金の額の減少

- 全事業の6%程（回答事業数185）が、資本金の額の減少（減資）を行った（予定を含む（以下同様））と回答したが、その具体的内容としては、「欠損金の補てん」が最も多い。一方で、新会計基準の移行処理（借入資本金の負債計上、補助金等の制度変更）を、減資と取り違えて回答している事業もあり、資本金の減少（減資）に関する理解の促進が望まれるところである。

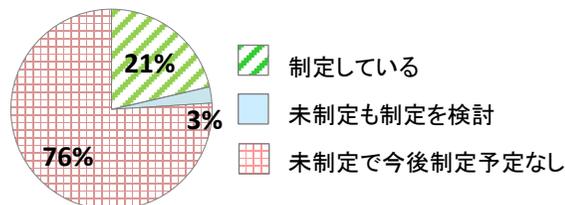
◆ 12-2、12-3 剰余金の処分

- 剰余金処分に係る条例の制定状況については、条例を制定しておらず、今後も制定予定が無い事業が、全事業の76%程を占める。一方、条例を制定している事業は、21%程である。
- 条例の規定により資本剰余金の処分を行った場合、その処分内容としては、「欠損金の補てん」が回答の約半数を占める。同じく条例の規定により利益剰余金の処分を行った場合は、「減債積立金の積立」が回答の半数近くを占める。
- 議会の議決により資本剰余金の処分を行った場合、その処分内容としては、「資本金への組入」が回答の約半数を占める。同じく議会の議決により利益剰余金の処分を行った場合は、「資本金への組入」が回答の4割程を占める。なお、「資本金への組入」の具体的内容としては、みなし償却制度が廃止されたことに伴う移行処理により生じた未処分利益剰余金について資本金へ組入を行うとの回答が最も多い。

12-1 減資の具体的内容(複数回答可)(単位:事業数)



12-2 剰余金処分に係る条例



12-3 剰余金処分の内容(複数回答可)(単位:事業数)

	条例の規定により処分	議会議決により処分
資本剰余金	<ul style="list-style-type: none"> 欠損金の補てん: 45 資本金への組入: 23 その他: 19 	<ul style="list-style-type: none"> 欠損金の補てん: 137 資本金への組入: 214 その他: 76
利益剰余金	<ul style="list-style-type: none"> 減債積立金の積立: 304 利益積立金の積立: 90 建設改良積立金の積立: 137 その他の積立金の積立: 6 納付金の納付: 2 その他の利益剰余金の繰出: 3 資本金への組入: 102 	<ul style="list-style-type: none"> 減債積立金の積立: 754 利益積立金の積立: 98 建設改良積立金の積立: 526 その他の積立金の積立: 44 納付金の納付: 9 その他の利益剰余金の繰出: 27 資本金への組入: 1,054

調査結果から見えた留意事項等

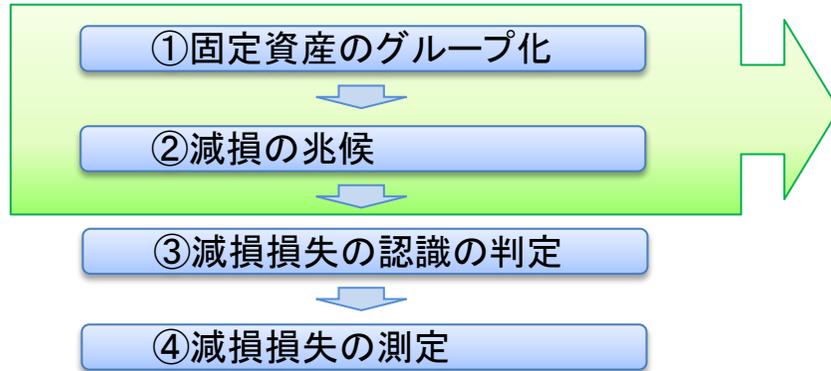
◆ 引当金の計上について

- 引当金の計上要件について、改めての確認が必要であると考えられる。
(退職給付引当金の退職手当に関する負担の有無の改めての確認を含む。)

引当金の計上要件:

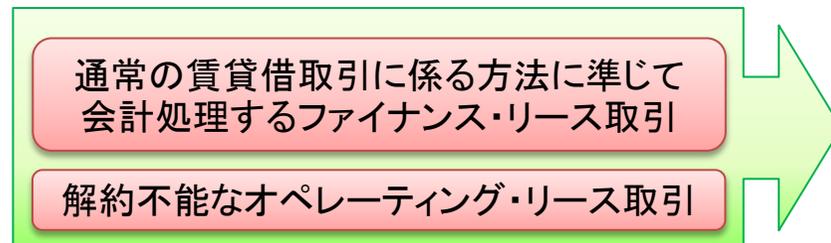
- ①将来の特定の費用又は損失、
- ②発生が当該事業年度以前の事象に起因
- ③発生の可能性が高いこと、
- ④金額を合理的に見積もることができること

◆ 減損損失の計上について



- 「減損の兆候はないため固定資産のグループ化は実施していない」等という回答があったが、①固定資産のグループ化の後に②減損の兆候を判定するものであり、固定資産のグループ化なしに減損の兆候の判定はできない。減損会計の考え方について、改めての確認が必要と考えられる。

◆ リース取引に関する注記について



- 注記を要しないとされる重要性が乏しい場合を除いて未経過リース料を1年以内のリース期間に係るものと、これ以外のリース期間に係るものとに区分して注記する必要がある。適切な注記方法について、改めての確認が必要と考えられる。

◆ セグメント情報の開示

- セグメント情報の開示方法は、各地方公営企業において判断するものであるが、地方公営企業は、議会・住民に対する説明責任を果たす観点から、区分及び開示内容について適切なセグメントに係る財務情報を開示することが望まれる。

※セグメント情報は、企業経営の面から見ても、経営分析を多面的に行うツールとしても有用である。

事業名	事業単位の開示区分例
水道事業	事業別(水道事業、簡易水道事業)等
工業用水道事業	施設別等
交通事業	事業別(路面電車、バス、モノレール等)等
病院事業	病院別(看護師養成所、救命救急センター等)等
下水道事業	事業別(公共下水道(雨水分、汚水分)、集落排水、浄化槽等)等